

豊中市人材確保促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市新・産業振興ビジョンの考え方にに基づき、多様な人材の確保やものづくり人材の育成、就労促進を図る、また従業員にとって働きやすい職場づくりを推進する取組みを支援する豊中市人材確保促進補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除く。）

イ ビジネス的事業運営に取り組むNPO等

ウ その他市長が適当と認める者

(2) 副業人材等

事業所で勤務又は事業を実施する者等であって、市内事業者において業務委託契約等に基づいて、副業等の形態で当該事業者が抱える経営課題の解決の業務に従事する人材

(3) 登録人材紹介事業者（以下「人材紹介事業者」という。）

職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第3項に規定する有料の職業紹介を営む事業者のことをいい、同法第30条第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた事業者

(4) 本社機能

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 事務所であって、調査及び企画部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス部門、その他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの

イ 研究所であって、開発研究において重要な役割を担うもの

ウ 研修所において、事業者が行う人材育成において重要な役割を担うもの

(対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者は除く。

(1) 市内に本店所在地又は事業所を有する事業者。ただし、別表第1に規定するものは、この限りでない。

(2) 市税に滞納がない事業者。ただし、非課税又は免除の場合は、納税しているものとみなす。

(対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に定めるものとする。

(対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、補助対象経費について、消費税及び地方消費税相当額を除く。

2 同一の会計年度において複数の補助対象事業を申込む場合、補助限度額は150,000円とする。

(補助金の交付申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、別表第2に掲げる添付書類を添えて豊中市人材確保促進補助金交付申込書兼請求書（様式第1号。以下「申込書」という。）を、対象経費を支払った日の属する年度の末日までに、又は補助対象経費の支払いが補助対象事業実施日前に完了している場合は、補助対象事業実施日が属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りではない。なお、申込みに要した書類は返却しないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、当該申込書の内容等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、当該申込者（以下「補助対象事業者」という。）に補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査において、交付が不適當であると認める場合は、補助金の不交付決定を行い、豊中市人材確保促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助対象事業者に通知するものとする。

3 審査は、非公開により行う。

(手数料等の返還に伴う補助金の返還)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けた後に、人材紹介事業者に支払った手数料等の返還が発生した場合には、手数料等の返還に伴う報告書（様式第4号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金を返還させるものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助対象事業者又は補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助対象事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 第3条に規定する補助対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) 第8条に規定する報告書の提出を怠ったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (6) その他市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合に
は、豊中市人材確保促進補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知し、期限を定
めて、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第11条 補助対象事業者は、前条に規定する補助金の返還を求められたときは、補助金等交
付規則（昭和57年豊中市規則第15号）第14条の規定を準用するものとする。ただし、
市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

(補助金の利用制限)

第12条 補助金の交付は、各年度において1事業者につき別表第3に定める回数とする。

(他補助金等との併用制限)

第13条 補助対象事業者が国、府又はその他の公共団体から、補助対象経費について補助金
等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する補助金の交付を併
用して受けることはできない。

(協力)

第14条 市長は、補助対象事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めること
ができる。

- (1) 補助対象事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについ
て調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供する
こと。
- (2) その他市長が特に必要と認める事項

(調査)

第15条 市長は、この要綱の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、この要綱に
関する調査を実施することとし、申込者及び補助対象事業者はその調査等に応じなければ
ならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年7月16日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表第 1

補助対象事業	補助対象経費	補助率 (補助限度額)	備考
(1) 就業規則等を整備するための事業	職場環境整備等のための就業規則等の変更にかかる社会保険労務士等への費用 ・委託費 ・報酬 ・その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1 上限100,000円	※市内に本店所在地・本社機能を有する事業者が対象 ※新規作成の場合は対象外 ※顧問料は対象外
(2) 働きやすい職場環境づくりを進めるための事業	職場環境整備等のための社内研修または外部研修に要する費用 ・会場・機材等借上料 ・外部研修参加費 ・教材費 ・研修委託費 ・謝礼金 ・その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1 上限100,000円	※研修参加者のうち、3分の2以上が市内事業所から参加することが条件 ※研修業務を通常業務として請負う事業者が実施する研修に限る。
(3) ものづくり人材を育成するための事業	全国の独立行政法人職業能力開発推進センター又は独立行政法人職業能力開発大学校が実施する研修又はセミナーの受講料（オーダー型セミナー含む。） ・その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1 上限100,000円	※会場までの交通費・会場借り上げ料・人件費等は対象外
(4) 副業人材等の人材を活用するための事業	副業人材等を活用するために要する費用 ・人材紹介サイト登録掲載料 ・手数料 ・コーディネイト料 ・副業人材等への業務委託費 ・業務委託契約書の作成・変更に要する費用 ・その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1 上限150,000円	※顧問料は対象外 ※副業人材等は人材紹介事業者が仲介したものに限る。

別表第 2

豊中市人材確保促進補助金交付申込書兼請求書の添付書類
実績報告書（様式第 2 号）
会社の概要が分かる書類
豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類
市税に滞納がないことを証する書類
補助対象経費を支払ったことを証する書類
補助対象事業の実施内容が確認できる書類
別表第 1 に掲げる補助対象事業（1）の場合
① 変更前の就業規則
② 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定されている就業規則等を変更した場合は、労働基準監督署に届出たことがわかる書類
③ ②以外については、従業員に変更した就業規則等を周知したことがわかる書類
委任状（代理者による申込を行う場合）
その他市長が必要と認める書類

別表第 3

補助対象事業	申込回数 (年度内上限回数)
(1) 就業規則等を整備するための事業	(1)～(3)の補助対象経費の合計について補助率 2 分の 1、補助限度額の上限 1 0 0, 0 0 0 円までに必要な回数 ※上限額に達するまでは複数回の申込可
(2) 働きやすい職場環境づくりを進めるための事業	
(3) ものづくり人材を育成するための事業	
(4) 副業人材等の人材を活用するための事業	補助対象経費の合計について補助率 2 分の 1、補助限度額の上限 1 5 0, 0 0 0 円までに必要な回数 ※上限額に達するまでは複数回の申込可

備考

(1) 同一の会計年度において複数の補助対象事業を申込み場合、上限は合計 1 5 0, 0 0 0 円とする。

年（ 年） 月 日

豊中市長 様

豊中市人材確保促進補助金交付申込書兼請求書

豊中市人材確保促進補助金の交付を受けたいので、「豊中市人材確保促進補助金募集要領」の内容を了承のうえ、豊中市人材確保促進補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申込みます。また、交付決定後は交付決定額を下記の口座に振り込んでください。

1. 申込者の情報

フリガナ			
事業者名			
所在地	〒		
電話番号			
フリガナ		代表者住所	〒
代表者氏名			
代表者生年月日	年 月 日		

2. 申込要件の情報

1. 補助対象事業	☐ (1) 就業規則等を整備するための事業 ☐ (2) 働きやすい職場環境づくりを進めるための事業 ☐ (3) ものづくり人材を育成するための事業 ☐ (4) 副業人材等の人材を活用するための事業
2. 補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除いた額	金 円
3. 補助金交付申込額 (補助対象経費の 1 / 2) ※1, 0 0 0 円未満切り捨て	金 円
4. 交付済み補助金額 ※複数事業を申込む場合のみ記載	金 円

3. 誓約事項

※誓約事項を確認し、下表右端のチェックボックスにチェックを入れてください。

私は、申込要件を全て満たしています。	☐
申込書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還と加算金等の支払いに応じます。	☐
本補助金の対象となる経費について、国・府等から補助金等の支給を受けておらず、今後も支給を受ける予定はありません。	☐
豊中市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	☐
豊中市に納付すべき市税の全般に関して、滞納をしていません。	☐
申込書類に記載された情報を、豊中市暴力団排除条例第14条に基づき、大阪府警察に提供することに同意します。	☐
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、豊中市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	☐

4. 補助金振込口座に関する情報

金融機関名			
支店名			
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号	
フリガナ			
振込先名義(※)			

(※) 振込先の名義は、必ず「1 申込者の情報」と同一名義にしてください。

私は、豊中市人材確保促進補助金の交付の申込みを行うにあたり、本申込書の内容がすべて事実と相違ないことを誓約します。

年 (年) 月 日

豊中市長 様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

豊中市人材確保促進補助金実績報告書

1. 申込者の概要

企業名又は個人名	
業種	
資本金	円
常時使用する従業員数	人
市内事業所名及び所在地	事業所名： 所 在 地：

2. 事業概要

補助対象事業 該当項目に☑	☐ (1) 就業規則等を整備するための事業 ☐ (2) 働きやすい職場環境づくりを進めるための事業 ☐ (3) ものづくり人材を育成するための事業 ☐ (4) 副業人材等の人材を活用するための事業
補助対象事業の 具体的内容	
実施目的	
実施スケジュール	
事業実施により得られた効果	

3. 収支明細

資金調達内訳		支出	
項目	金額	補助対象経費（費目）	金額
自己負担金	円		円
豊中市補助金	円		円
その他	円		円
合計	円	補助対象経費合計	円

※補助対象経費については消費税及び地方消費税を除いた額を記載してください。

※合計欄の金額は一致するように記載してください。

様

豊中市長

豊中市人材確保促進補助金不交付決定通知書

年 (年) 月 日付けで申込みのありました、豊中市人材確保促進補助金につきまして
は、次のとおり決定しましたので、豊中市人材確保促進補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通
知します。

補助対象事業	
不交付決定の理由	

年（ 年） 月 日

豊中市長 宛

所 在 地
名 称
代表者名

手数料等の返還に伴う報告書

年（ 年） 月 日付で申込みを行いました補助対象事業について、下記により人材紹介事業者等へ手数料等を返還しましたので、豊中市人材確保促進補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業	
2. 補助対象事業者	
3. 補助金交付決定額	金 円
4. 人材紹介事業者等への 返還金額	金 円
5. 補助対象経費	【返還前】 金 円
	【返還後】 金 円
6. 返還日	年 月 日
7. 返還した理由	

※返還した金額が確認できるものを添付すること

豊 活 産 第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長

豊中市人材確保促進補助金交付決定取消通知書

年 (年) 月 日付で申込みのあった豊中市人材確保促進補助金交付決定につきまして、以下の理由により取消することとしたため、豊中市人材確保促進補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

1. 補助対象事業	
2. 補助対象事業者	
3. 補助金交付決定額	金 円
4. 交付決定取消の理由	